

技術を磨き、心をつなぐ

FUJIMI

FUJIMI INCORPORATED

第67期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）

開催場所

愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1
にしび創造センター ドレミホール（3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 取締役7名選任の件	5
第3号議案 監査役1名選任の件	10
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	11
事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5384/>



株式会社フジミインコーポレーテッド

証券コード：5384

株 主 各 位

証券コード5384
2019年6月3日

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
株式会社フジミインコーポレーテッド
代表取締役社長 関 敬 史

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）
2 場 所	愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1 にしび創造センター ドレミホール（3階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 その他本招集通知に関する事項	以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス http://www.fujimiinc.co.jp/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。 ① 連結計算書類の注記 ② 計算書類の注記 したがって、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社のウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujimiinc.co.jp/>）に掲載させていただきます。
また、「第67期定時株主総会招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
××××年××月××日

最寄日現在のご所有株式数	XX 株
議決権の数	XX 股

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
5. _____
6. _____
7. _____
8. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

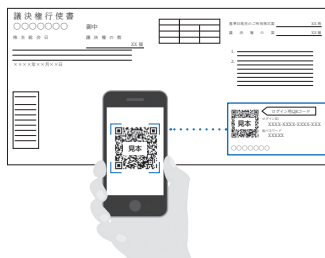
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議 案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する適正な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識し、経営にあたっております。配当につきましては連結配当性向を50%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当47円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金47円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,176,491,874円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金40円を含め、1株につき87円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

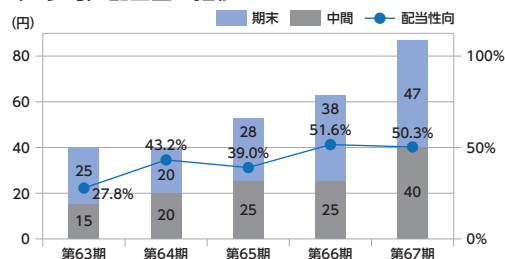
(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

(ご参考) 配当金の推移



第 2 号 議 案

取締役 7 名選任の件

取締役全員（7 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 7 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1. せき 関 敬 史 (1964 年 4 月 6 日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989 年 4 月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2013 年 8 月	同 代表取締役社長兼 FUJIMI KOREA LIMITED 代表取締役兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長
1997 年 10 月	当社入社	2014 年 4 月	同 代表取締役社長兼 CMP 事業本部長兼 FUJIMI KOREA LIMITED 代表取締役兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長
2000 年 2 月	旧 FUJIMI CORPORATION 社長	2015 年 4 月	同 代表取締役社長兼 FUJIMI KOREA LIMITED 代表取締役
2003 年 6 月	当社取締役新規事業本部長	2016 年 4 月	同 代表取締役社長 現在に至る
2005 年 4 月	同 取締役 CMP 事業本部長		
2008 年 4 月	同 代表取締役社長		
2013 年 1 月	同 代表取締役社長兼 FUJIMI KOREA LIMITED 代表取締役		

■ 所有する当社株式の数
444,770 株

■ 取締役在任年数
16 年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22 回/22 回（100%）

取締役候補者とした理由

関敬史氏は、2008 年に代表取締役社長に就任し、長年にわたり当社経営及び海外子会社の統括にあたっております。その経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2. 伊 藤 広 一

(1955年12月30日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 3 月	当社入社	2013年 4 月	同 常務取締役生産本部長兼品質保証本部長
2008年 4 月	同 生産本部長	2014年 4 月	同 常務取締役品質保証本部長
2010年 6 月	同 取締役生産本部長		現在に至る
2011年 4 月	同 取締役品質保証本部長		
2012年 4 月	同 常務取締役品質保証本部長		

■ 所有する当社株式の数
3,777株

■ 取締役在任年数
9年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

取締役候補者とした理由

伊藤広一氏は、生産部門及び品質保証部門の統括にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3. 鈴木 木 彰

(1954年 7 月11日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月	ブリヂストンタイヤ株式会社(現 株式会社ブリヂストン)入社	2011年 6 月	同 取締役財務本部長
2009年 8 月	当社入社	2014年 4 月	同 取締役管理本部長
2010年 4 月	同 財務管理本部長	2016年 4 月	同 取締役財務本部長
2011年 4 月	同 財務本部長		現在に至る

■ 所有する当社株式の数
7,381株

■ 取締役在任年数
8年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

取締役候補者とした理由

鈴木彰氏は、財務部門及び管理部門の統括にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4. おお わき とし き
大 脇 寿 樹

(1960年12月27日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社	2012年 6 月	同 取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長
1999年 4 月	旧FUJIMI AMERICA INC. (現 FUJIMI CORPORATION) 出向	2014年 4 月	同 取締役機能材事業本部長
2011年 4 月	当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長	2017年 4 月	同 取締役機能材事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD. 社長 現在に至る

■ 所有する当社株式の数
14,010株

■ 取締役在任年数
7 年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

取締役候補者とした理由

大脇寿樹氏は、ディスク事業部門、機能材事業部門、溶射材事業部門の統括及び海外子会社の経営にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

5. すず き かっ ひろ
鈴 木 勝 弘

(1962年 3 月 9 日生)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2016年 4 月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION社長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
1992年 7 月	旧FUJIMI AMERICA INC. (現 FUJIMI CORPORATION) 出向	2018年 4 月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 現在に至る
2011年 4 月	当社シリコン事業本部長		
2012年 6 月	同 取締役シリコン事業本部長		
2015年 4 月	同 取締役シリコン事業本部長兼CMP事業本部長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長		

■ 所有する当社株式の数
15,610株

■ 取締役在任年数
7 年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

取締役候補者とした理由

鈴木勝弘氏は、シリコン事業部門、CMP事業部門の統括及び海外子会社の経営にあたり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

6. かわしたまさみ 川下政美 (1949年9月3日生)

再任社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	日本特殊陶業株式会社入社	2009年 6月	同 代表取締役副社長
2004年 7月	同 自動車関連事業本部営業本部中国部長	2011年 6月	同 最高顧問
2005年 6月	同 取締役	2012年 6月	同 顧問
2008年 6月	同 常務取締役	2012年 6月	当社 社外監査役
2009年 2月	同 専務取締役	2015年 6月	同 社外取締役
			現在に至る

■ 所有する当社株式の数
一株

■ 社外取締役在任年数
4年
(社外監査役在任年数
3年)

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

社外取締役候補者とした理由

川下政美氏は、日本特殊陶業株式会社の経営者として培われた専門的な知識・経験等を有し、当社経営に対し客観的な視点での提言を頂いております。今後もこれらの豊富な経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と日本特殊陶業株式会社との2016年度以降の3ヵ年の取引は連結売上高の1%未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

7. あさい よしつぐ 浅井侯序 (1954年5月16日生)

再任社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	ブラザー工業株式会社入社	2006年 4月	同 執行役員人事部長
1989年 7月	BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD出向 同社代表取締役	2011年 4月	同 常務執行役員法務総務部長
2000年10月	ブラザー工業株式会社 総合企画部長	2016年 4月	同 常務執行役員
2004年 6月	同 執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長	2017年 6月	当社 社外取締役
			現在に至る

* EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント

■ 所有する当社株式の数
837株

■ 社外取締役在任年数
2年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

社外取締役候補者とした理由

浅井侯序氏は、ブラザー工業株式会社の執行役員等の要職を歴任し、経営上求められる判断力、見識等を有し、当社経営に対し客観的な視点での提言を頂いております。今後もこれらの豊富な経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とブラザー工業株式会社との2016年度以降の3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

- (注) 1.川下政美氏、浅井侯序氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2.当社は川下政美氏、浅井侯序氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次の通りであります。
- (1)社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2)上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 3.候補者の所有する当社の株式数にはフジミインコーポレーテッド役員持株会における本人持分が含まれておりません。

第 3 号 議 案

監査役 1 名選任の件

監査役高橋正彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

たか はし まさ ひこ
高 橋 正 彦

(1944年12月23日生)

再

任

社

外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1970年10月 監査法人丸の内会計事務所入所
1974年10月 公認会計士登録
1979年10月 監査法人八木・浅野事務所入所
(現 EY新日本有限責任監査法人)
1979年11月 税理士登録
公認会計士・税理士高橋正彦事務所開設 同 事務所所長

1985年 5 月 新日本有限責任監査法人 社員就任
(現 EY新日本有限責任監査法人)
2010年 6 月 新日本有限責任監査法人退所
(現 EY新日本有限責任監査法人)
2011年 6 月 当社 社外監査役
現在に至る

■ 所有する当社株式の数
-株

■ 社外監査役在任年数
8年

■ 当期における
取締役会への出席状況
22回/22回 (100%)

■ 当期における
監査役会への出席状況
14回/14回 (100%)

社外監査役候補者とした理由

高橋正彦氏は、公認会計士・税理士として会社財務・法務に精通しております。また、公認会計士・税理士事務所の代表者として経営全般に関する見識を有しており、これらの経験や実績をもとに社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と公認会計士・税理士高橋正彦事務所との2016年度以降の3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。
また、人的関係、資本関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外監査役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

- (注) 1.高橋正彦氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2.当社は高橋正彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。高橋正彦氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次の通りであります。
- (1)社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2)上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 4 号 議 案

補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、補欠監査役候補者は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

はやし 林	のぶ 伸	ふみ 文	(1955年 4 月12日生)	社 外
-----------------	----------------	----------------	-----------------	------------

略歴、地位及び重要な兼職の状況

■ 所有する当社株式の数
一株

1978年 3 月	昭和監査法人大阪事務所入所 (現 EY新日本有限責任監査法人)	1995年 8 月	監査法人トーマツ 社員就任 (現 有限責任監査法人トーマツ)
1981年 9 月	監査法人丸の内会計事務所入所	2014年 9 月	有限責任監査法人トーマツ退所
1982年 3 月	公認会計士登録	2014年10月	公認会計士林伸文事務所開設 現在に至る

補欠社外監査役候補者とした理由

林伸文氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通しております。また、公認会計士事務所の代表者として経営全般に関する見識を有しており、これらの経験や実績をもとに社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き、補欠の社外監査役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 林伸文氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 林伸文氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次の通りであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社との関係

- (1) 当社及び当社の関係会社の役員又は使用人である者

2. 株主との関係

- (1) 当社の主要株主（議決権ベース10%以上）である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員（以下「役員」とする）又は使用人
(2) 最近5年間に於いて当社の主要株主である会社の役員又は使用人であった者
(3) 当社が主要株主である会社の役員又は使用人である者

3. 取引先企業との関係

- (1) 最近3年間に於いて、当社又は関係会社を主要な取引先（※1）としていた者
※1 主要な取引先：当社および関係会社への売上が連結売上高（年間）の1%を超える取引先
(2) 最近3年間に於いて、当社の主要な取引先（※2）であった者
※2 主要な取引先：当社の連結売上高（年間）の1%以上の売上がある取引先

4. 経済的利害関係者

- (1) 当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の現在の役員又は使用人である者

5. 専門的サービス提供者

- (1) 当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者。
(2) 最近3年間に於いて、当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であった者で、当社又は関係会社の監査業務を実際に担当していた者（現在退職又は退所している者を含む）
(3) 上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

6. 近親者

- (1) 当社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
(2) 二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
(3) 二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は関係会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
(4) 当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

以上

(提供書面)

事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

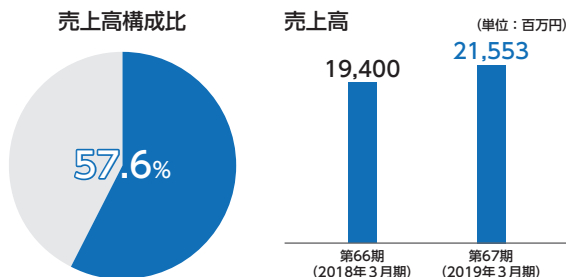
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、世界各国において政治・政策面での先行き不透明感はあるものの、米国では堅調に、日本・欧州では緩やかに景気回復が持続しました。一方で、中国では貿易摩擦の影響を受け景気は減速傾向にありました。また、世界半導体市場は、上期はロジックデバイス、メモリデバイスともに総じて需要は堅調でしたが、下期に入り、メモリデバイスの価格下落とともに半導体の需要減退の動きも見られ、稼動調整局面に入りました。

こうした状況下、当社グループでは一丸となって売上拡大とコスト削減に努めました結果、当連結会計年度の業績は、売上高37,394百万円(前期比4.5%増)、営業利益5,310百万円(前期比9.0%増)、経常利益5,637百万円(前期比19.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度には特別損失を計上していたこと、日本及び米国における税制の変更により実効税率が軽減したこともあり4,265百万円(前期比41.7%増)となりました。

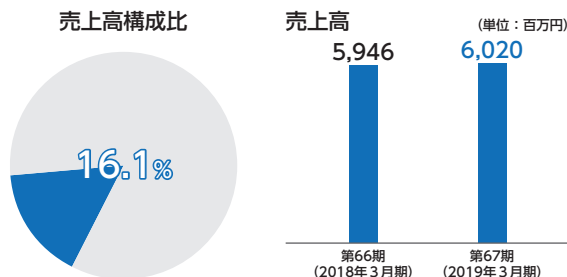
(セグメント別売上高)

日本 売上高 **21,553**百万円 (前期比11.1%増)



日本につきましては、シリコンウェハー向け製品及び最先端メモリデバイス向けCMP製品の販売が堅調に推移したことにより、売上高は21,553百万円(前期比11.1%増)、セグメント利益(営業利益)は製品構成の良化により5,176百万円(前期比16.0%増)となりました。

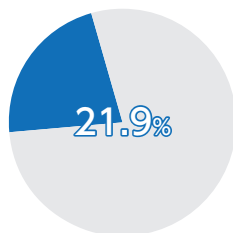
北米 売上高 **6,020**百万円 (前期比1.3%増)



北米につきましては、売上高は6,020百万円(前期比1.3%増)となったものの、セグメント利益(営業利益)は現行世代向け製品の販売が増加したことにより、598百万円(前期比40.2%増)となりました。

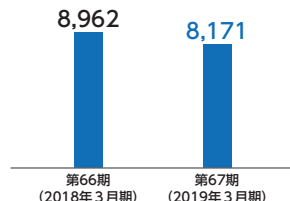
アジア 売上高 8,171百万円（前期比8.8%減）

売上高構成比



売上高

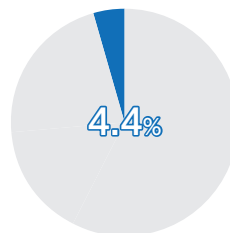
(単位：百万円)



アジアにつきましては、最先端ロジックデバイス向けCMP製品の販売は堅調に推移しましたが、ハードディスク向け製品の販売が低調となったことから、売上高は8,171百万円（前期比8.8%減）となりました。一方、セグメント利益（営業利益）は製品構成の良化により、1,327百万円（前期比17.1%増）となりました。

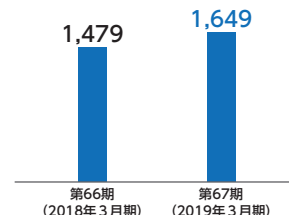
欧州 売上高 1,649百万円（前期比11.5%増）

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

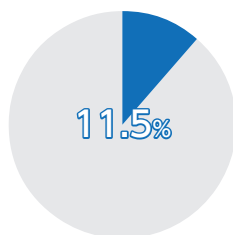


欧州につきましては、シリコンウェハー向け製品の販売が堅調に推移したことにより、売上高は1,649百万円（前期比11.5%増）、セグメント利益（営業利益）は208百万円（前期比58.5%増）となりました。

(用途別売上高)
ウェハーラッピング

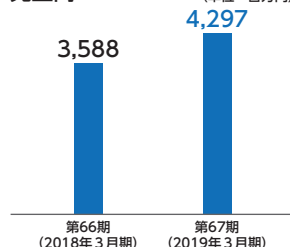
売上高 4,297百万円（前期比19.8%増）

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

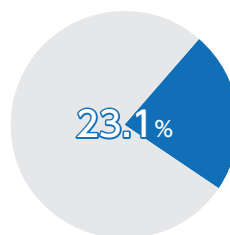


シリコンウェハー向け製品につきましては、当第3四半期まで半導体業界の稼働が高い水準であったことに加え、当社製品の採用が拡大したことから、ラッピング材の売上高は4,297百万円（前期比19.8%増）となりました。

ウェハーポリシング

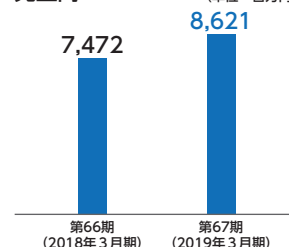
売上高 8,621百万円（前期比15.4%増）

売上高構成比



売上高

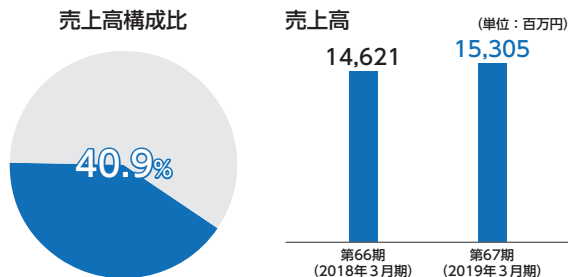
(単位：百万円)



ポリシング材の売上高は8,621百万円（前期比15.4%増）となりました。

CMP向け

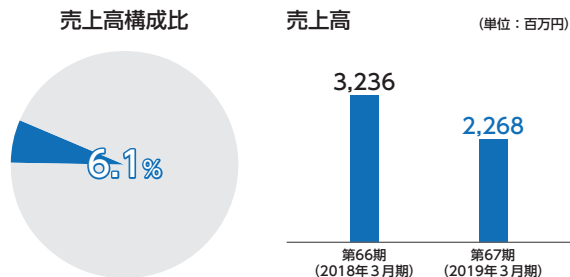
売上高 **15,305**百万円（前期比4.7%増）



CMP向け製品につきましては、当第3四半期までの半導体業界の高稼働を背景に、ロジック、メモリともに最先端デバイス向け製品需要が堅調に推移したことにより、売上高は15,305百万円（前期比4.7%増）となりました。

ハードディスク向け

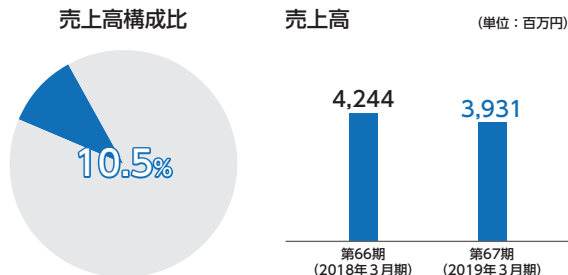
売上高 **2,268**百万円（前期比29.9%減）



ハードディスク向け製品につきましては、SSD（ソリッドステート・ドライブ）への置き換えによる市場の縮小及び顧客の生産プロセスの変更の影響により、売上高は2,268百万円（前期比29.9%減）となりました。

一般工業用研磨材

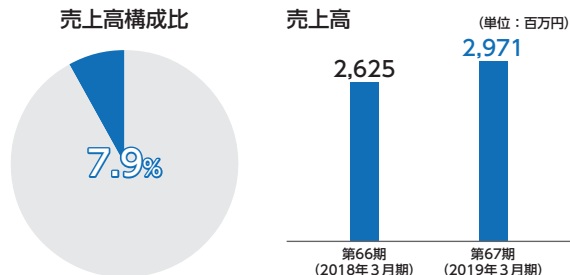
売上高 **3,931**百万円（前期比7.4%減）



非半導体関連の一般工業用研磨材につきましては、売上高は3,931百万円（前期比7.4%減）となりました。

その他

売上高 **2,971**百万円（前期比13.2%増）



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,829百万円でありました。

(3) 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 2016年 3 月期	第 65 期 2017年 3 月期	第 66 期 2018年 3 月期	第 67 期 (当連結会計年度) 2019年 3 月期
売 上 高 (百万円)	31,755	33,092	35,788	37,394
経 常 利 益 (百万円)	3,342	4,519	4,728	5,637
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,346	3,350	3,011	4,265
1 株当たり当期純利益 (円)	92.63	135.77	122.16	173.07
総 資 産 (百万円)	50,675	53,698	55,439	57,848
純 資 産 (百万円)	44,523	46,164	47,848	50,231
1 株当たり純資産額 (円)	1,774.30	1,872.91	1,941.26	2,037.96

(注) 1. 1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託 (B B T) 及び株式給付信託 (J - E S O P) に残存する当社株式を含めております。なお、当該株式給付信託 (B B T) 及び株式給付信託 (J - E S O P) に残存する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度130,353株、当連結会計年度383,700株であります。

1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託 (B B T) 及び株式給付信託 (J - E S O P) に残存する当社株式を含めております。なお、当該株式給付信託 (B B T) 及び株式給付信託 (J - E S O P) に残存する当社株式は前連結会計年度、当連結会計年度とも383,700株であります。

2. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正 (企業会計基準第28号 平成30年 2 月16日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、第64期、第65期、第66期連結会計年度の総資産については、当該会計基準等を遡及して適用した金額となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
FUJIMI CORPORATION	330千 米ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.	5,000千 マレーシアリンギット	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI EUROPE GmbH	25千 ユーロ	100.0%	研磨材等の販売
臺灣福吉米股份有限公司 (FUJIMI TAIWAN LIMITED)	800,000千 新台幣ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI KOREA LIMITED	200,000千 韓国ウォン	100.0%	研磨材等の販売支援
深圳福吉米科技有限公司 (FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.)	3,000千 人民元	100.0%	研磨材等の販売支援

(6) 対処すべき課題

当社が主に事業展開している半導体市場は好不況の波が激しい産業構造にあり、当社においては、その波から受ける影響を緩和させ、売上の安定化と更なる拡大を目指し、事業領域の拡大に努めてまいりました。しかしながら、2016年夏以降、ロジックデバイス、メモリデバイスともに堅調な需要に支えられ、シリコン事業及びCMP事業の売上が大きく伸長した結果、当社の半導体市場への依存度が高まる状況となりました。このように、依存度が高まっている半導体市場に対して、当社としては、中長期的にはかつてのように前年比二桁成長が続くことを期待することは困難であると考えております。このため、新規事業本部及び先端技術研究所においては引き続き短期及び中長期視点での研究開発と新規事業の探索・育成による事業領域の拡大に努めるとともに、機能材事業本部を中心に非半導体領域及び非研磨分野での用途拡大を進めてまいります。

具体的な内容については、「7. 会社の支配に関する基本方針 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要 ② 企業価値向上のための取組み(中長期経営計画)」に記載のとおりであります。

(7) **主要な事業内容**（2019年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売及びこれらに付帯する一切の事業であります。

(8) **主要な事務所及び工場**（2019年3月31日現在）

① 当 社

本 社	:	愛知県清須市	
事 務 所	:	東京都千代田区	
工 場	:	[枇杷島工場]	愛知県清須市
		[稲沢工場]	愛知県稲沢市
		[各務原工場]	岐阜県各務原市
		[各務東町工場]	岐阜県各務原市
研究開発センター	:	岐阜県各務原市	
物流センター	:	岐阜県各務原市	
先端技術研究所	:	岐阜県各務原市	
上海事務所	:	中国	

② 子会社等

- 1) FUJIMI CORPORATION
所在地 : 米国
- 2) FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.
所在地 : マレーシア
- 3) FUJIMI EUROPE GmbH
所在地 : ドイツ
- 4) FUJIMI TAIWAN LIMITED
所在地 : 台湾
- 5) FUJIMI KOREA LIMITED
所在地 : 韓国
- 6) FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.
所在地 : 中国

(9) **使用人の状況**（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	526名	2名増
北米	114名	3名増
アジア	154名	5名増
欧州	5名	1名増
全社（共通）	62名	6名増
合計	861名	17名増

（注） 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数には、嘱託、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

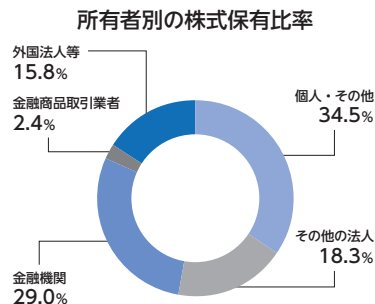
② 当社の使用人の状況

当事業年度末使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
588名	8名増	41.5歳	13.8年

（注）使用人数には、嘱託、当社から社外への出向者、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,699,500株
- (3) 株主数 5,678名
- (4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率 (注1、2)
有限会社コマ	3,743千株	14.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,618	6.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,599	6.3
株式会社三菱UFJ銀行	728	2.9
越山勇	717	2.8
日本生命保険相互会社	639	2.5
フジミ取引先持株会	639	2.5
一般財団法人越山科学技術振興財団	600	2.3
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	571	2.2
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB信託銀行	571	2.2

(注) 1. 持株比率は、自己株式(3,667,758株)を控除して計算しております。

2. 当社は、株式給付信託（ＢＢＴ）及び株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が当社株式383,700株を保有しております。資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）に残存する当社株式383,700株については、自己株式に含まれておりません。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	関 敬 史	
常務取締役	伊 藤 広 一	品質保証本部長
取 締 役	鈴 木 彰	財務本部長
取 締 役	大 脇 寿 樹	機能材事業本部長兼 FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長
取 締 役	鈴 木 勝 弘	CMP事業本部長兼 FUJIMI CORPORATION会長兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
取 締 役	川 下 政 美	
取 締 役	浅 井 侯 序	
常勤監査役	藤 川 佳 明	
監 査 役	高 橋 正 彦	高橋正彦事務所所長 公認会計士・税理士
監 査 役	岡 野 勝	

(注) 1. 当社と社外取締役川下政美氏及び浅井侯序氏、社外監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ア. 社外取締役、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
 - イ. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 取締役川下政美氏及び浅井侯序氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 監査役高橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 200百万円 (うち社外取締役 2名 14百万円)
監査役 3名 30百万円 (うち社外監査役 2名 12百万円)

(注) 1. 上記のほか、次のとおりの支給があります。

取締役 使用人兼務の場合の使用人分給与 55百万円

① 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の定時株主総会において、取締役報酬を「年額480百万円以内」(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役報酬を「年額60百万円以内」と決議いただいております。

② 報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与85百万円が含まれております。

2. 上記の報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度 株式給付引当金(BBT)の当事業年度費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、7百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は「4.会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 下 政 美	当事業年度開催の取締役会22回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。
取 締 役	浅 井 侯 序	当事業年度開催の取締役会22回の全てに出席し、必要に応じ、他社において執行役員等の要職を歴任した経験と知見に基づいた発言を行っております。
監 査 役	高 橋 正 彦	当事業年度開催の取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的知見に基づいた発言を行っております。
監 査 役	岡 野 勝	当事業年度開催の取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	33百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただけで、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、これらは適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

（最終改定：2015年4月17日）

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- （1）当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- （2）当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
- （3）内部監査室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
- （4）内部監査室は法務部と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- （5）当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- （1）当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
- （2）社長室は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
- （3）内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- （1）定時取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
- （2）より機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
- （3）取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業・部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- （1）当社は、グループ各社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
- （2）当社は、グループ各社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
- （3）当社は、グループ各社に経営上の重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
- （4）内部監査室は、グループ全体の内部統制を担当する。

- (5) 内部監査室は、グループ各社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (6) 内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

- (1) 監査役は、監査役の職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役の職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

7. 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
 - ①当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ②重大な法令及び定款違反
 - ③内部監査の実施状況
 - ④倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
 - ⑤その他重要な業務執行の状況
- (2) 当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、以下のことを行う。
 - ①取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
 - ②稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
 - ③取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
 - ④代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ⑤会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 監査役の職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

- ①組織として対応
- ②外部専門組織との連携
- ③取引を含めた一切の関係遮断
- ④有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤裏取引や資金の提供の禁止

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は当社及びグループ各社を対象として、適法性と効率性の観点から業務の適正を確保することを目的として、前記「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）」に則って運用しており、その主な取組みは以下のとおりです。

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- (1) 取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範、「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、社長室及び内部監査室が中心となり全従業員向けコンプライアンス遵守に関する教育を実施しております。受講終了後に、全従業員（経営陣を含む）より受講確認書を受領しております。
- (2) 当社は、公益通報者保護法に基づいた「公益通報者保護規程」を制定しており、内部通報の状況を賞罰委員会及び監査役に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、関係する情報を文書管理規程に従い重要な文書として記録し、定められた期間に亘り保存及び管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、業務執行に係るリスクを低減するため、リスク管理規程に基づき、年2回リスク管理委員会を開催しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、月1回の定時取締役会を、加えて必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、当期は合計22回開催しました。なお、取締役会で審議される事項は、経営会議にて予め審議しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

- (1) グループ各社の取締役及び従業員等に「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、経営幹部、社長室及び内部監査室が全従業員向けに教育を実施しております。
- (2) 当社及びグループ各社はグローバルリスク管理委員会を年2回開催し、様々なリスクについて審議することによりグループ会社を含めたグローバルベースのリスク管理を機能させております。
- (3) 当社の経営幹部はグループ各社より月次または適時に業務の適正性について報告を受け執行の状況の確認をしております。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

当期においては、監査役から監査役職務を補佐すべき使用人を置く必要があるとの申し出を受けておりません。

7. 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、グループ各社から提出される月報等を確認するなどしたうえで必要に応じ、各社役職者に対してその説明を求めています。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。
- (2) 取締役は、監査役に対し当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行っております。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を必要に応じ閲覧できる環境下にあります。また、監査役・会計監査人・内部監査室の三様監査を通じて、監査役監査が実効性あるよう対応しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針として「倫理綱領」「企業理念」に定め、全役職者へ当該基本方針の遵守を徹底しております。当社は警察関係機関等の外部専門機関、弁護士等外部専門家と連携し、積極的に情報交換に努めております。また、当社は、取引基本契約等へ反社会的勢力排除条項を設定しております。

7 会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記3. ②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は、2. 「会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の異動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして市場優位性を維持しております。

当社は、超精密研磨分野において長年にわたってお客様の要求に応え続けるとともに、開発・製造技術の向上・蓄積に努めてまいりました。その過程において、お客様との信頼関係を築き上げ、柱となる3つのコア技術「ろ過・分級・精製技術」「パウダー技術」「ケミカル技術」を確立しました。「ろ過・分級・精製技術」は、砥粒の粒度分布を制御し、研磨対象物の品質に悪影響を及ぼす粗大粒子や不純物を除去する技術、「パウダー技術」は、粒子の形状を制御し、異なる粒子を均一に混ぜ合わせ造粒する技術、「ケミカル技術」は、研磨材の性能向上に寄与する分散・溶解・表面保護作用を発現させる添加剤を適切に選定する技術です。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土により、企業競争力を高めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

② 企業価値向上のための取組み(中長期経営計画)

2016年11月に策定した現行の中長期経営計画では、「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を中長期企業ビジョンに据えました。これは、社員一人ひとりから自発的なアイデアとチャレンジが次々と生まれ、それを育む土壌を整えることで、環境の変化に対応し、目指すべき最終ゴールである企業文化ビジョンに掲げた「強く、やさしく、面白い」会社に向かっていくことを意図したものです。

当社が主たる事業領域としている半導体市場の環境変化は激しさを増しており、売上高の約7割を半導体関連分野が占める当社への影響も小さくありません。長らく半導体市場の主役であったパソコンに代わり、市場を牽引してきたスマートフォンも既に成長率は大きく鈍化し、ポストスマートフォンに向けた新たな業界再編の動きが活発化しております。こうした事業環境下、安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、特定の市場や用途に偏ることがない事業構造が必要であると考え、非半導体関連売上構成比の向上を目指してまいりました。一方で、当社は2012年に事業ドメインを「パウダー&サーフェス」と定めましたが、実際のところは従前同様に研磨材を中心にした事業活動が軸となっております。

中長期経営計画では、成長の方向性として目指す事業ドメインを改めて「パウダー&サーフェス」と再認識するとともに、「表面加工ソリューション」を新たに掲げ、新規事業売上構成比、非半導体向け売上構成比及び非研磨分野売上構成比の向上に向けた取組みを進めております。また、新規用途の拡充及び新規事業の育成・獲得も中長期経営計画の一つの柱としており、短期的には既存事業での深掘りと周辺領域の新規用途開拓を進め、中期的には「パウダー&サーフェス」を意識した非研磨用途・事業を拡充し、更に長期視点では新規事業・新技術育成を進めてまいります。なお、長期視点の活動につきましては、2015年4月に先端技術研究所を設置し、当社事業の強化と新規事業創出のスピードアップを目的として、同年11月にコーポレート・ベンチャー・キャピタルファンドを設立し、独自技術を有する複数のベンチャー企業に対して出資を行っております。強固な財務基盤を背景として、引き続き成長のために積極的な投資を行ってまいります。

上記取組み成果を測る指標として、新規事業売上構成比、非半導体向け売上構成比及び非研磨分野売上構成比について目標を定め、定期的に進捗の確認を行い、安定的かつ持続的な成長に繋げてまいります。

また、成長分野への積極投資と併せ株主の皆様への還元についても目標とする連結配当性向を50%以上とし強化しております。CSR活動においては、これまでの活動に加え、両立支援、女性活躍推進等にもより一層力を注ぎ、持続的な企業価値増大を目指してまいります。

具体的な各事業毎の施策は以下のとおりであります。

[シリコン事業]

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を製造販売する事業です。切断から仕上げ研磨まで高品質な製品・サービスを揃え、高度化するお客様の要求に応じております。引き続き新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。また、近年注目されているパワーデバイス基板向け製品開発にも注力し、一部上市しております。

[CMP事業]

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を製造販売する事業です。半導体デバイスは高性能化、高密度化、高集積化に伴い、CMPが適用される工程は増加傾向にあります。お客様の製造・開発拠点到に近い、日本、米国、台湾に製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を開発しております。また、成長が期待される中国市場に対しても、開発及び販売活動を強化しております。

[ディスク事業]

パソコンやサーバー、ゲーム機、高画質レコーダーなどの記録媒体であるハードディスク用基板の製造工程に用いられる研磨材を製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを実施することでお客様との信頼関係を構築しております。また、次世代ディスク基板への要求を早期に入手し具現化するため基礎開発の拡充も図り、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

[機能材事業]

電子部品、自動車、レンズ等に使用される精密砥石、研磨布紙及びラッピング・ポリシング・ブラスト向けの研磨材と充填剤等として使用される機能性材を製造販売する事業です。粒子形状・粒度分布制御を始めとするパウダー技術を活かし、お客様のご要望に的確な対応をすることにより潜在的なニーズまでも引き出し、更に信頼を高めてまいります。また、砥粒の新たな用途についても技術力を強化し、探索を進めております。

[溶射材事業]

鉄鋼、航空機及び半導体等様々な業界における長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックスなどの粉末溶射材を製造販売する事業です。粉末造粒技術を強化し、タイムリーなソリューション提案を行うとともに、3Dプリンター用材料等の新規市場開拓による売上拡大を目指してまいります。

[新規事業]

既存事業以外の様々な新規用途で用いられる、多種多様な材料（金属、樹脂、セラミック、複合材料など）や形状（2次元、3次元形状）に対応した研磨材等を製造販売する事業です。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面創成のご要望に、研磨材のみならず用途に応じた周辺消耗材や装置までを含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記1.記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的かつ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速かつ的確に講じる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新することを決定し、2018年6月22日開催の定時株主総会で承認を得ました。（以下「本対応方針」といいます。）

② 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、もしくは、（イ）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（「7. 会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。）を適用対象としています。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めています。

取締役会は、（ア）大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は（イ）大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記2. 記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また上記3. 記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、（ア）株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合があるなど、株主意思を重視するものであること、（イ）経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえていること、（ウ）合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、（エ）当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、（オ）本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、（カ）当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社のウェブサイト(<http://www.fujimiinc.co.jp>)の2018年5月22日付のニュースリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	41,216	流 動 負 債	6,848
現 金 及 び 預 金	21,852	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,517
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,001	未 払 法 人 税 等	789
有 価 証 券	3,500	賞 与 引 当 金	1,073
商 品 及 び 製 品	4,051	株 式 給 付 引 当 金	294
仕 掛 品	1,006	そ の 他	2,172
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,195	固 定 負 債	768
そ の 他	634	退 職 給 付 に 係 る 負 債	701
貸 倒 引 当 金	△26	株 式 給 付 引 当 金	15
固 定 資 産	16,632	そ の 他	51
有 形 固 定 資 産	13,877	負 債 合 計	7,616
建 物 及 び 構 築 物	7,494	(純 資 産 の 部)	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,495	株 主 資 本	49,714
土 地	3,629	資 本 金	4,753
建 設 仮 勘 定	457	資 本 剰 余 金	5,570
そ の 他	801	利 益 剰 余 金	45,031
無 形 固 定 資 産	400	自 己 株 式	△5,641
ソ フ ト ウ ェ ア	253	その他の包括利益累計額	517
そ の 他	146	その他有価証券評価差額金	141
投 資 そ の 他 の 資 産	2,354	為 替 換 算 調 整 勘 定	436
投 資 有 価 証 券	1,455	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△60
繰 延 税 金 資 産	777	純 資 産 合 計	50,231
そ の 他	130	負 債 及 び 純 資 産 合 計	57,848
貸 倒 引 当 金	△9		
資 産 合 計	57,848		

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,394
売上原価		21,785
売上総利益		15,609
販売費及び一般管理費		10,299
営業利益		5,310
営業外収益		
受取利息	117	
為替差益	137	
廃棄物処分益	38	
その他の	64	357
営業外費用		
固定資産除却損	7	
その他の	23	31
経常利益		5,637
税金等調整前当期純利益		5,637
法人税、住民税及び事業税	1,384	
法人税等調整額	△13	1,371
当期純利益		4,265
親会社株主に帰属する当期純利益		4,265

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,753	5,570	42,718	△5,641	47,401
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,952		△1,952
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,265		4,265
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,313	△0	2,312
当 期 末 残 高	4,753	5,570	45,031	△5,641	49,714

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	202	336	△92	446	47,848
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,952
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,265
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△61	99	31	70	70
当 期 変 動 額 合 計	△61	99	31	70	2,383
当 期 末 残 高	141	436	△60	517	50,231

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	31,988	流 動 負 債	5,906
現 金 及 び 預 金	15,187	支 払 手 形	64
受 取 手 形	564	買 掛 金	1,950
売 掛 金	7,394	未 払 金	1,365
有 価 証 券	3,500	未 払 費 用	224
商 品 及 び 製 品	2,265	未 払 法 人 税 等	570
仕 掛 品	963	賞 与 引 当 金	852
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,669	株 式 給 付 引 当 金	294
前 払 費 用	80	そ の 他	585
そ の 他	390	固 定 負 債	682
貸 倒 引 当 金	△26	退 職 給 付 引 当 金	615
固 定 資 産	17,859	株 式 給 付 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	10,029	そ の 他	51
建 物	4,304	負 債 合 計	6,589
構 築 物	169	(純 資 産 の 部)	
機 械 装 置	1,173	株 主 資 本	43,117
工 具 器 具 備 品	467	資 本 金	4,753
土 地	3,534	資 本 剰 余 金	5,570
建 設 仮 勘 定	368	資 本 準 備 金	5,038
そ の 他	10	そ の 他 資 本 剰 余 金	532
無 形 固 定 資 産	393	利 益 剰 余 金	38,435
ソ フ ト ウ エ ア	247	利 益 準 備 金	362
そ の 他	146	そ の 他 利 益 剰 余 金	38,072
投 資 そ の 他 の 資 産	7,437	別 途 積 立 金	34,500
投 資 有 価 証 券	1,178	繰 越 利 益 剰 余 金	3,572
関 係 会 社 株 式	5,224	自 己 株 式	△5,641
その他の関係会社有価証券	277	評 価 ・ 換 算 差 額 等	141
繰 延 税 金 資 産	682	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	141
そ の 他	84	純 資 産 合 計	43,259
貸 倒 引 当 金	△9	負 債 及 び 純 資 産 合 計	49,848
資 産 合 計	49,848		

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,401
売 上 原 価		17,034
売 上 総 利 益		11,367
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,224
営 業 利 益		3,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
為 替 差 益	47	
受 取 配 当 金	1,686	
そ の 他	92	1,827
営 業 外 費 用		
減 価 償 却 費	18	
そ の 他	25	44
経 常 利 益		4,927
税 引 前 当 期 純 利 益		4,927
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	867	
法 人 税 等 調 整 額	△22	844
当 期 純 利 益		4,082

株主資本等変動計算書（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資本 合 計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合 計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,753	5,038	532	5,570	362	33,500	2,442	36,305	△5,641	40,988
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△1,952	△1,952		△1,952
当 期 純 利 益							4,082	4,082		4,082
別 途 積 立 金 の 積 立						1,000	△1,000	－		－
自 己 株 式 の 取 得								－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	1,000	1,129	2,129	△0	2,129
当 期 末 残 高	4,753	5,038	532	5,570	362	34,500	3,572	38,435	△5,641	43,117

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 差 額	・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	202	202		41,191
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,952
当 期 純 利 益				4,082
別 途 積 立 金 の 積 立				－
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△61	△61		△61
当 期 変 動 額 合 計	△61	△61		2,068
当 期 末 残 高	141	141		43,259

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社フジミインコーポレーテッド 監査役会

常勤監査役 藤 川 佳 明 ⑩

社外監査役 高 橋 正 彦 ⑩

社外監査役 岡 野 勝 ⑩

以 上

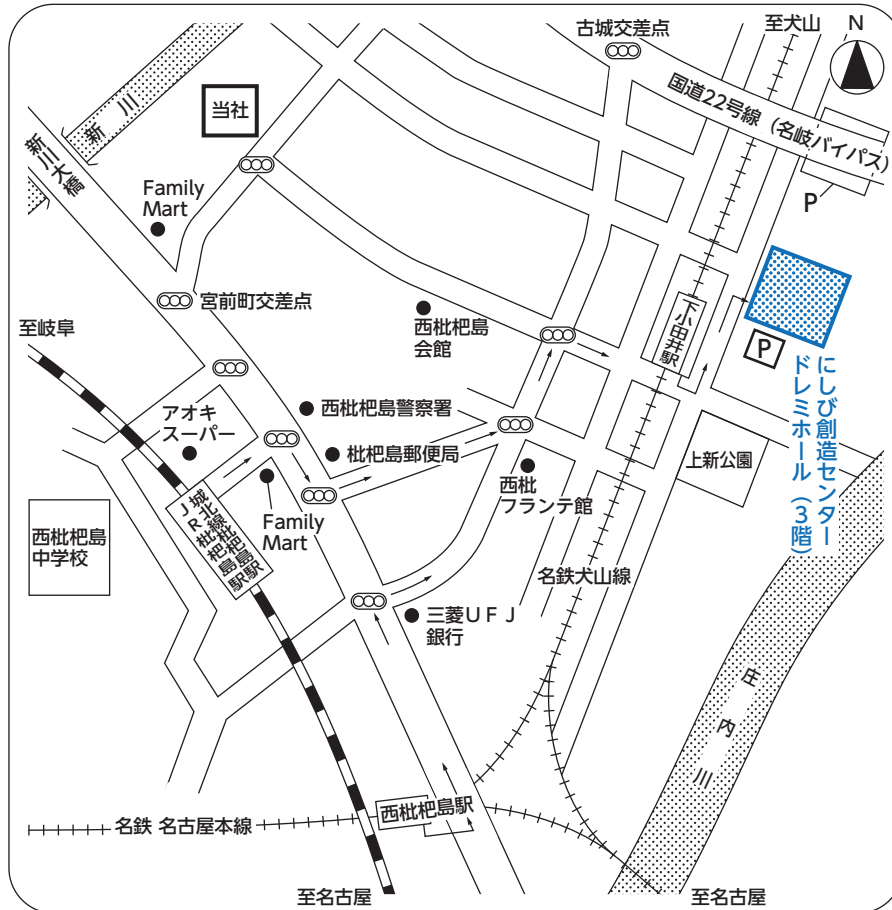
—メモ—

—メモ—

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地 1
にしび創造センター ドレミホール（3階）
電話番号 (052) - 504 - 6361（代表）

最寄りの駅 ●名古屋鉄道 -----> 下小田井駅（犬山線） 徒歩 3 分
西枇杷島駅（名古屋本線） 徒歩15分
● J R -----> 枇杷島駅（東海道本線） 徒歩15分
●東海交通事業-----> / （城北線） 徒歩15分



(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。